

申 入 書

平成22年 4月 23日

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学大臣 川端 達夫 殿 外27名

(全申入先は、申入先目録記載のとおり)

全 国 靈 感 商 法 対 策 弁 護 士 連 絡 会

代表世話人 弁護士 伊 藤 和 夫 (東京)

代表世話人 同 平 岩 敬 一 (横浜)

代表世話人 同 郷 路 征 記 (札幌)

代表世話人 同 中 村 周 而 (新潟)

代表世話人 同 河 田 英 正 (岡山)

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5F

東 京 共 同 法 律 事 務 所

TEL : 03-3341-3133 FAX : 03-3355-0445

全 国 靈 感 商 法 対 策 弁 護 士 連 絡 会

事務局長 弁護士 山 口 広

申入先目録

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学大臣 川端 達夫 殿
文部科学副大臣 中川 正春 殿
文部科学副大臣 鈴木 寛 殿
文部科学大臣政務官 後藤 斎 殿
文部科学大臣政務官 高井 美穂 殿
文化庁長官 玉井 日出夫 殿
文化庁文化部宗務課 宗教法人室室長 ■■■■■ 殿
文化庁文化部宗務課 宗教法人室室長補佐 ■■■■■ 殿
文化庁文化部宗務課 宗教法人室 認証係長 ■■■■■ 殿

文化庁文化部宗務課 宗教法人審議会 委員

京都大学公共政策大学院長 ■■■■■ 殿

津田塾大学長 ■■■■■ 殿

慶應義塾常任理事 ■■■■■ 殿

小國神社宮司 ■■■■■ 殿

神理教管長 ■■■■■ 殿

九州ルーテル学院大学長 ■■■■■ 殿

黒住教副教主 ■■■■■ 殿

京都大学大学院教授 ■■■■■ 殿

財団法人全日本仏教会常務理事 ■■■■■ 殿

財団法人新日本宗教団体連合会事務局長 ■■■■■ 殿

東京国立博物館名誉館長 ■■■■■ 殿

弁護士 ■■■■■ 殿

東京大学大学院教授 ■■■■■殿

財団法人全日本仏教会宗教教育推進委員会委員長 ■■■■■殿

放送大学学園教授 ■■■■■殿

石清水八幡宮宮司 ■■■■■殿

財団法人全日本仏教会事務総長 ■■■■■殿

円応教恵主 ■■■■■殿

中京大学教授 ■■■■■殿

日本キリスト教連合会委員長 ■■■■■殿

申入書目次

第1	はじめに	1
1	当連絡会について	1
2	本申し入れに至る経緯	1
第2	申し入れの趣旨	1
第3	新世事件について	2
1	事案の概要	2
2	検察官の主張	2
3	同事件の判決の分析	3
4	小括	6
第4	その後の刑事事件の摘発状況及び販社と統一協会のつながり	6
1	刑事事件の摘発状況	6
2	販社と統一協会のつながり	6
3	統一協会に対する措置の必要性	7
第5	権限行使に関する意見	7
1	統一協会を取り巻く現状と貴庁の対応	7
2	宗教法人法の解釈について	8
3	信教の自由について	9
4	統一協会の違法活動は信教の自由の範囲を逸脱したものであること	10
5	貴庁の従前の考え方に対して	11
6	介入権限行使の必要性	11
7	統一協会自体に対する権限行使について	13
8	統一協会の虚偽回答等に対する対処について	14

第1 はじめに

1 当連絡会について

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「当連絡会」といいます。）は、1987年5月、世界基督教統一神霊協会（以下「統一協会」といいます。）が、その資金集めのために全国で組織的に行ってきた、いわゆる靈感商法の被害者の救済と新たな被害発生を防止するために、代表世話人弁護士らが中心となり、全国300余名の弁護士が賛同して設立した団体です。

2 本申し入れに至る経緯

当連絡会は、平成21年8月10日、貴庁に対し、統一協会に対する質問権の行使、事業停止命令の発令及び解散請求の実行の申し入れを行いました。

上記申入書においても、特に平成19年10月以降の頻繁な刑事摘発により、統一協会が違法な活動を行っていることが民事上のみならず刑事上も明白になった旨を指摘し、貴庁の権限行使の必要性をお伝えしましたが、その後、平成21年11月10日、東京都渋谷区所在の統一協会の販社である有限会社新世及びその代表者らに対する特商法違反被告事件の判決が下されました。

この判決は、統一協会とその販社の関連性、組織性、そして販社において行われている犯罪の実態を明らかにする上で極めて重要なものであり、この判決が下されたことにより、貴庁が統一協会に対し種々の措置を講ずべきことがより明白になったと言えます。

そこで、当連絡会は今般、この有限会社新世に対する刑事事件判決が下されたことを踏まえ、改めて、貴庁が申し入れの趣旨記載の措置を採るよう強く申し入れる次第です。

第2 申し入れの趣旨

1 質問権の行使

文部科学大臣において、統一協会に対し、同会の組織的違法活動の実態を把

握するため、別紙の質問事項等について質問権（宗教法人法78条の2第2項）を行使することを求めます。

2 事業停止命令

文部科学大臣において、統一協会に対し、同会の公益事業以外の事業の内、収益を目的とした事業活動の一切、特に印鑑、数珠、水晶製装飾具、及び高麗人参濃縮茶の販売並びにビデオセンターへの誘い込みについて、事業停止命令（宗教法人法79条1項）を行うよう求めます。

3 宗教法人の解散請求

文部科学大臣において、統一協会に対し、解散請求（宗教法人法81条1項）を行うよう求めます。

4 宗教法人審議の意見

宗教法人審議会においては、所轄庁からの諮問に対し、統一協会に対する上記1項及び2項の各行政処分を積極的に行うべき旨の意見を出すことを求めます（宗教法人法78条の2第3項、同79条4項、同80条の2第1項）。

第3 新世事件について

1 事案の概要

本件は、統一協会の販社である有限会社新世がその代表取締役■■■及び取締役■■■及び他の販売員と共謀して、被勧誘者を営業所以外の場所で呼び止め、渋谷にある新世の営業所に同行させ、執拗に威迫、困惑させて、印鑑等を売りつけたというものです。

2 検察官の主張

検察官本事件論告において述べた主張の概要は以下のとおりです（詳細は資料1論告要旨のとおり。）。

(1) 印鑑販売の位置付けと生産ライン

被告人■■■、■■■及び販売員らは、印鑑販売を、信者獲得と献金獲得の為の一連の一貫したシステムの入り口として位置づけていた。

そして、被告人■■■及び■■■は、経済と伝道の教育を統合した一貫したシステムを生産ラインと呼んで物品販売から宗教活動まで一貫したトータル思想を掲げていた。

(2) 伝道活動と密接な組織的な犯行であること

本件は単なる印鑑販売会社の代表者や従業員が売上を上げるために客を威迫して困惑させたという様な事案ではなく、印鑑販売を入口にして客として勧誘した相手の信者化を図り、その過程で客の全財産を統一協会もしくはその関係者に抛出させることを一連の流れとして計画し、これをシステム化して実践していたものである。

(3) 全国で同様の手口がなされていること

被告人■■■は、新世をモデル店舗として全国の手本・モデルとなる店舗として位置付け、全国の同様な活動をしている会社の模範にしていた。

(4) 販売態様が極めて悪質であること

犯行態様は、販売員が客の不安要素、即ちニードを訊き出した上、それが先祖の因縁に因るものであるなどと強調して不安を煽り、あるいは実際に起こった殺人事件をネタにして客の不安を煽るなどしたもので態様は極めて悪質である。

販売員は客を長時間小部屋に留まる様に仕向け、契約に至るとすぐに代金の支払いを迫って銀行のATMまで同行して預金を払い戻させるなど執拗であり、家族に対して口止めをするなど抛出させた金銭を取り戻させないようにするなど画策するなど狡猾であり極めて悪質である。

(5) 氷山の一角に過ぎないこと

被告人■■■及び■■■は遅くとも平成11年頃から新世に於けるのと基本的に同じ手口による組織的に膨大な数の客に対する印鑑販売を繰り返していたものであり、本件起訴に関わる犯行はまさしく氷山の一角に過ぎない。

3 同事件の判決の分析

(1) 判決内容

有限会社新世、被告■■■■及び■■■■に対し平成21年11月10日に言い渡された判決文は資料2のとおりです（なお、同判決に対する控訴はなされず、確定しています。）。

同判決では、6頁以下で量刑理由が示され、（量刑の理由）の第2段落で新世の販売員らが行っていた、先祖因縁を悩み事に原因であるとして不安を煽り印鑑を販売する違法行為について認定されています。

そして、7頁上から4行目以下において、同社における販売方法及び販売目的について、「被告会社は、被告人■■■■及び■■■■ら会社役員も販売員ら従業員も全員が統一協会の信者であるところ、被告会社では、設立当初から長年にわたり、このような印鑑販売の手法が、信仰と混然一体となっているマニュアルや講義によって多数の販売員に周知され、販売員らはこのような販売手法が信仰にかなったものと信じて強固な意思で実践していたものであり、また、被告人■■■■及び■■■■は、被告会社から印鑑を購入した客を統一協会に入信させるための活動であるフォーラムへ誘うなどし、統一協会の信者を増やすことをも目的として違法な手段を伴う印鑑販売をおこなっていたもの」と判示されました。

この量刑理由に基づき、有限会社新世に対しては罰金800万円、代表者であった被告■■■■には懲役2年及び罰金300万円（執行猶予4年）、営業部長であった被告■■■■は懲役1年6月及び罰金200万円（執行猶予4年）という、特商法違反被告事件では非常に重い刑が科せられました。

これは、個々の被害のみならず、その背後にある組織性、計画性が重視された結果であると考えられます。

（2）印鑑販売マニュアルについて

ア 畏怖、困惑させる違法性の強いものであること

有限会社新世が用いていた印鑑販売マニュアルは資料3のとおりです。

その内容を要約すれば、姓名判断と称して客の不安、悩みを聞き出し、その原因が先祖の因縁にあると述べて不安を煽り、先祖の因縁から免れるために必要であるとして印鑑を購入させようとするものであり、これに基づく販売方法は明らかに違法といえます。

イ 組織的な販売手法であること

新世では、このマニュアルに基づいた販売がおこなわれており、同社にお

いて、この違法な販売活動が組織的に行われていたことは上記判決から明らかです。

のみならず、上記判決はこのマニュアルが統一協会の「信仰と混然一体」となったものであり、被告人らは販売員らにこのような販売手法が「信仰にかなったものと信じ」させていたものと認定しています。

このように、マニュアルにおいて印鑑販売に統一協会の信仰を利用している事実と、他の販社でも社員や販売員が全員統一協会の信者であることからすると、同様の販売手法が全国で行われていることが容易に推認できます。

そして、上記述べた新世の印鑑販売マニュアルの内容が、前回の申し入れの際に提出した、沖縄の「天守堂」、新潟の「北玄」で共通して発見された印鑑販売マニュアルと、極めて酷似した内容になっていることは、全国で同様の販売手法が行われていることを裏付けるものといえます。

以上のとおり、これまでの刑事事件の資料に新世判決の判断が加わったことで、全国の統一協会の販社において、統一協会の信仰を利用した上記違法な販売手法が組織的に行われていることが明らかとなったといえます。

しかも、新世事件判決は、これらの販売手法が、「長年にわたり」行われてきたものと認定しており、統一協会による「信者が勝手にやったことであり、教団とは無関係である」などという言い訳はもはや通用しないと言えます。

(3) 印鑑販売が違法な伝道活動の入り口にされていること

前回の申入書における資料2の報告書6頁にあるとおり、統一協会の販社は、印鑑販売を、統一協会への勧誘活動の最初の入り口として意図的に利用しています。

そして、前述のとおり、検察官は、新世の印鑑販売が、信者獲得と献金獲得の為の一連の一貫したシステム（生産ライン）の入り口であった旨の主張、立証を行い、これを受けて判決でも、これら印鑑販売が信者獲得をも目的としたものである旨認定したのです。

これは、統一協会における宗教活動と、販社における経済活動の関連性を明確に認定したものであり、統一協会の違法行為の実態の一部を認定した、画期的なものといえます。

そして、このような違法な伝道活動が、前回の申入書の資料2の報告書添付の「コース決定の流れ」というマニュアルにより、組織的に、全国で行われているのです。

このように、全国で同じように、印鑑等の物品販売が統一協会の信者勧誘活動の入り口に位置付けられているのは、これらの入信勧誘行為が、販社ごとに行われているのではなく、統一協会が組織的に行っているものであることを裏付けているものといえます。

4 小括

(1) 以上のとおり、新世事件判決が明示した、新世において統一協会の信仰と混然一体となった販売マニュアルが利用されていた事実、印鑑販売が信者勧誘活動の入り口となっており、印鑑販売自体が信者獲得をも目的としていたとの事実は、当連絡会が前回の申入書で述べた、全国における統一協会の違法活動をはっきりと裏付けたものといえます。

(2) そして前述のとおり、統一協会側は控訴せず、この判決は確定しています。

統一協会が、その組織的違法行為の認定が事実と反すると考えるのであれば当然控訴して争うべきところ、これを自ら断念したのであり、組織的違法行為は否定できなくなったと考えるべきです。

ここに至り、貴庁が統一協会の違法行為を野放しにすることはもはや許されない状況といえます。

第4 その後の刑事事件の摘発状況及び販社と統一協会のつながり

1 刑事事件の摘発状況

平成19年11月以降、統一協会及びその販社に対し行われた刑事摘発の状況は資料8「最近の刑事摘発一覧表」のとおりです。

2 販社と統一協会のつながり

上記新世事件の後にも、大阪、和歌山、大分で刑事摘発がなされ、いずれの事件でも統一協会の「教会」に対する捜索が実施されています。

そして、和歌山の事件（販社「エム・ワン」）では、和歌山教会に対する捜索の結果、以下の文書が、和歌山教会内のパソコンに保存されていたことが判明しました（資料4の新聞記事参照）。

- (1) 統一協会本部から和歌山教会宛の「30年間継続してきた販売から信者獲得のプロセスは停止となりました」と通知した文書
- (2) エム・ワンから和歌山教会に対して販売実績を報告した文書、及び販売目標を記した文書
- (3) 顧客に対する返金マニュアルの文書

上記文書はいずれも、販社における違法な販売が統一協会の主体的関与のもとになされたものであることを裏付けるものです。

特に(1)の統一協会本部から和歌山教会に宛てられた文書は、新世事件で認定された、販社の顧客を伝道に繋げる「生産ライン」が過去30年間にわたり存在していたことを裏付けるものです(その生産ラインを「廃止」するのではなく「停止」と通知しているのは、後述するとおり、統一協会が刑事捜査の拡大を防止することを目的にした組織防衛を目論んでいるに過ぎず、早晚、この生産ラインが再開されることが予定されていることを示すものといえます。)

3 統一協会に対する措置の必要性

教会から押収された上記証拠類からは、販社ではなく、統一協会本体に対し、宗教法上での介入権限を行うべき必要性が十分に認められます。

したがって、貴庁においては、上記刑事事件における証拠書類も可能な限り速やかに入手し、統一協会本体に対する事業停止、解散請求を検討すべきといえます。

第5 権限行使に関する意見

1 統一協会を取り巻く現状と貴庁の対応

- (1) 統一協会については、ここ十数年間に同法人に対する極めて多数の損害賠償請求訴訟において信者らの物品購入強要、献金強要行為、入教勧誘行為の違法性が認定され、同法人の損害賠償責任を認める判決が下され、最高裁でもこれが確定しており、現在でも多数の訴訟が全国各地の裁判所に係属しています(資料5)。

また、前述のとおり、2007年以来現在まで全国で統一協会の信者らが

運営する印鑑、水晶玉、人参液等の店舗（全国10店舗）に対し特定商取引法違反（客に対する威迫・困惑の罪）、薬事法違反による摘発が続き、次々に罰金命令や懲役刑を含む刑事処罰が続いています。

また、その際には、同法人の宗教施設である教会が家宅捜索を受け、これらの違法活動が同法人による資金集めや信者獲得活動の初期段階として行われていることを示す証拠が押収されており、刑事判決においてもその旨の認定もなされています（資料2）。

そして、今回の新世事件判決において、上記のとおり、各店舗の活動と統一協会の活動に関連性が認められる認定がなされるに至りました。

- (2) 一宗教法人に対し、民事、刑事の両面において、これほどの断罪が続くことは極めて異常な事態であり、現時点では猶予されるべきでない重大な局面に至っています。にもかかわらず、所轄庁として何らの措置も取られていないことについては、社会的非難が向けられているといわざるを得ません。

2 宗教法人法の解釈について

- (1) 貴庁がこれまで宗教法人法上の介入権限（質問・調査権、業務停止命令権限、解散請求権限）を行使してこなかったことについては、同法上の権限行使の要件について、貴庁とこれを求める側との間に大きな認識の違いがあるのではないかと考えられます。

確かに宗教法人法第1条は、

- ① 宗教団体がその目的達成のための業務及び事業を運営することに資するために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。
- ② 信教の自由は、憲法で保障されており、同法上のいかなる規程も、個人、集団、団体がその保障された自由に基づいて宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈されてはならない。

旨規程しており、宗教団体の活動対象となる一般市民との利害調整などの目的は規程していません。

そのため、貴庁としては、宗教法人法はあくまでも宗教団体の活動を擁護するための法律であり、宗教団体の活動が国民の権利を侵害することがあったとしても、その国民の利益を擁護することは同法の目的外であり、その宗教団体の行為を規制するために介入権限を行使することは出来ない、と解されているのではないかと推測されます。

- (2) しかし、宗教法人法の立法趣旨をこのように考えてしまえば、宗教法人によって明らかな犯罪行為や極端な反社会的行為が繰り返し行われている場合であっても、犯罪行為として犯罪行為を行った個人を個別に処罰する以外に国(貴庁)は、何らの対策を講じ得ないこととなります。

これでは、宗教法人法が介入権限に関する各規程を設けている意味が全くないこととなります。

そこで、これらの規定の趣旨を、「憲法と宗教法人法が守ろうとしている信教の自由」に遡り、改めて考えてみる必要があります。

3 信教の自由について

- (1) 憲法の保障する「信教の自由」は、宗教団体のためだけであるのではありません。信教の自由は、宗教団体の側にもその活動対象となる市民一般にも保障されるべき性質のものであります。

そしてそれが内心に止まる限り、両者に対して絶対的に保障されるべきものです。

しかしながら、宗教団体が入教勧誘や献金等の勧誘を行う場合には、その対象となる市民の側の信教の自由とが衝突することが当然に予想されます。

その場合の宗教団体の布教等の自由は、積極的働きかけを伴うものである以上、働きかけられる者の意思を無視して無制限に許されるものではなく、本来的に内在的な制約を伴うものです。

- (2) これに対して、布教や勧誘を受ける側の信教の自由は、受動的なものであり、絶対的に保障されるべきものです。

簡単に言えば、宗教団体に布教や献金勧誘の自由があると言っても、正体を隠したり、騙したり、脅したりして勧誘することは憲法で保障する信教の自由の範囲外の行為であるということです。

4 統一協会の違法活動は信教の自由の範囲を逸脱したものであること

(1) これを統一協会の活動についてみると、問題となる上記民事判決、刑事摘発の事案は全て、同法人の一般市民に対する勧誘の場面で、同法人信者らが組織的に、正体を隠し、先祖因縁のために不幸事が起こる等と述べて騙し、脅すという手法を用いて勧誘し、その対象者に対して信教の自由を侵害し、経済的損失を被らせたというものです。

その結果、これらの裁判では、統一協会に対して民事賠償責任が認められ、その信者らに刑罰が課せられているということです。

この場合の統一協会信者らの活動は、憲法で保障された信教の自由の範囲を逸脱しており、宗教法人法1条2項により貴庁の介入権行使が行われたとしても、それによって統一協会の信仰の自由が侵害されたことにはなりません。

各民事裁判例においても、統一協会信者の当該行為が社会的相当性を逸脱したものであり、信教の自由の範囲を逸脱したものと認定された結果、賠償責任が認められているのです。

(2) また、統一協会のかかる違法活動は、その違法活動が社会に認知されることにより最初から正体を告げて勧誘するという正常な勧誘活動を困難にしており、それ故に正体を隠した勧誘を行わざるを得ず、先祖因縁の恐怖を告げて欺き脅すという手法を用いることとなり、これを繰り返すことにより益々その違法活動が社会に認知されて正常な勧誘を困難にし、引いては宗教一般についての信頼性を著しく傷つけるという悪循環に陥っていることも明らかです。

これは教義を広めるという宗教団体としての統一協会の目的自体に反し、その実現に支障を生じさせることは勿論、宗教全般についての信頼性を阻害するという点においても宗教の健全な発展に資するという宗教法人法の目的に大きく

反する結果となっています。

「宗教法人の目的と矛盾し支障を来す宗教団体の活動は、目的に反するものとして介入権行使が可能となる」というのは従来から認められている解釈であり、このような現状に対して介入権を行使することは、むしろこの解釈にも沿うものであるといえます（「逐条解説宗教法人法」91頁）。

5 貴庁の従前の考え方に対して

- (1) 憲法の保障する宗教団体の活動の自由について、上記のとおりこれが内在的制約を伴うものであり、正体を隠す等の不正な勧誘行為が憲法の保障の範囲外であるとの認識は、入教勧誘の違法性を問題としたいいわゆる「青春を返せ訴訟」・「違法伝道訴訟」でその勧誘手法の違法判断が裁判上確立するに至ってからのことですが、その後続く一連の刑事摘発によってそのことが一層明らかにされております。

少なくとも現時点では、貴庁として、かかる認識の下に、宗教法人法に基づく統一協会の違法活動を規制すべき介入権限があると考えべきです。

- (2) この他にも貴庁は、宗教法人法上の質問・調査権の行使は、事業停止権限や解散請求権限の行使を前提にしたものと考えておられるように推察されます。

しかし、質問・調査権限の行使について、上記のような制約を課している条項も根拠もないことは明らかです。

これら質問・調査権限は、宗教法人がその目的に反して自らの活動を困難にしていることが疑われる場合にはこれを行行使し、疑われている事実がないと確認されるか、もしくは質問・調査によって目的に反した活動の改善がなされれば、それ以上の介入は行うべきではないということになり、逆に目的に反した活動を行っているという疑いが確定され、それが継続されているのであれば、事業停止命令に至るべきということであって、事業停止権限や解散請求権行使の準備であることは法が求めているものではありません。

6 介入権限行使の必要性

(1) 統一協会の問題は、法によって法人格が付与された団体が、専ら他の国民個人の信教の自由を侵害する活動を継続し、それによって夥しい経済的・精神的被害を生じさせ、家族や人生の破壊をもたらしており、そのことによって教団を維持しているということにあります。

その手法は、意図的に正体を隠して接近し本人や親族の病気や不安ごとにつけ込み、殊更に不安を煽って物品の購入や献金を強要するというものであり、その犠牲となっているのは悩み事を抱え弱い立場にある一般市民です。

このような現状を放置することが、宗教一般についての国民の信頼を失わせていることに著しいものがあります(宗教団体についての国民の信頼が危機的状況にあることについては「文化庁月報2008年12月号、石井研士」のとおりです)。

貴庁においては、これまでも事実上の指導を行ってきたと言われるかも知れませんが、それは統一協会に対し、介入権限がないとの理解を前提とした行為に過ぎず、人参液販売やビデオセンターなどの有料事業を別法人として統一協会としての活動を隠蔽するという現状を是認する結果となっています。

繰り返しになりますが、一連の民事判決、刑事摘発によってかかる虚構が暴かれ、統一協会による信教の自由侵害が明白になった現時点においては、貴庁として積極的に介入権を行使することが可能であるし、これを行使しないという不作為は最早許されない事態に至っていると言えます。

(2) 統一協会は、上記一連の刑事摘発(特に新世事件の摘発)を受け、2009年3月25日当時の会長であった徳野英治名で幹部信者に対し、以下のような指示を行っています。

- ① 先祖因縁等と殊更に結びつけた献金勧誘、霊能者と称する者を用いた献金勧誘をさせないこと。
- ② 経済状態に比して過度な献金勧誘をしないこと。

③ 献金は、統一協会であることを明示し、信仰に基づくものに限り受領すること。

この点、確かに、最近配布されているチラシ等の中には「統一協会」「文鮮明」の名称が記載されているものも見受けられます。

しかし、これらの指示は、これまでの度重なる民事判決における違法判断を無視してきたことを認めるものであると共に（上記指示の中でも、これまで指導をしなかったことを認めています。）、刑事摘発の広がりの中で、これ以上の刑事捜査の拡大を防止することを目的にした組織防衛の一環であることは明白です。

(3) しかも、上記指示を出した徳野会長は、その後すぐに更迭されています。

そして、上記指示があつたにもかかわらず、現在でも、正体を隠し霊能者役の信者等により先祖因縁の恐ろしさを強調した旧態依然とした献金勧誘が実際に行われています（典型的事例として資料6）。

また、統一協会は現在でも、韓国の清平修練院での解怨行事や研修に多くの日本人信者を参加させ、先祖因縁の恐怖を植え付けることを繰り返しています（資料9, 10, 11, 12）。これは、今後も因縁トークによる資金集めを続ける統一協会の意図を裏付けるものに他なりません。

(4) 前回の申入書でも指摘したとおり、統一協会は、従来から信者にこの世の法律に違反する方法で伝道や資金集めをしても、それによって信仰につながるのだから許されると教えて靈感商法等を遂行させ、目標を設定して各教区から本部への巨額の送金を指示してきているのであり、この本部への送金指示が改められない限り、現場における違法活動が無くなることはありません。

以上の実態からしても、早急に、貴庁による介入権限行使が必要であることが明らかです。

7 統一協会自体に対する権限行使について

(1) さらに、貴庁は、民事裁判で認められている統一協会の責任はそのほとんど

が使用者責任であり直接の不法行為責任ではないこと、刑事事件でも被告となっているのは販社やその役員、従業員であり、統一協会自体は被告となっていないこと等から、介入権行使に消極的な考えを有していることも推測されます。

(2) しかしながら、上記のとおり、既に刑事事件において押収された資料からも、販社と統一協会の間の密接なつながりが十分に認められます。

新世事件においても、統一協会は被告にこそなっていないものの、前記のとおり、判決が犯罪自体の高度な組織性を認定したのは、背後にある統一協会との関係を考慮してのものと言えます。

(3) また、統一協会に対する介入権行使を行うか否かの判断は、捜査機関が統一協会自体を被告として訴追するか否かの判断とは別個に、信仰の自由をいかに守るべきかという、宗教法人の所轄庁としての独自の判断で行われるべきです。

そして、信仰の自由を守るという観点から介入権を行使すべきであることは既に述べたとおりです。

8 統一協会の虚偽回答等に対する対処について

(1) また、貴庁においては、仮に質問権を行使しても、同質問権には強制力が無く、統一協会から虚偽の回答がなされた場合に、これに対抗する手段が無い、と懸念されていることも考えられます。

(2) しかし、以下の理由から、このような懸念も不要です。

ア 第1に、質問権行使は、1度行っただけで完結することが予定されているわけではありません。仮に虚偽の回答がなされれば、その虚偽の回答を崩すための質問を重ねて行うことができます。

イ 第2に、質問権行使に対する回答は、個々の信者ではなく、統一協会が行うものです。

新世事件における検察官の論告（資料1）を見ると、被告人等の弁明内容とそれに対する検察側の評価（弁明が虚偽に過ぎないというもの。）が記載されています。質問権行使に対しても同様に、統一協会は販社と無関係であ

るなどといった、虚偽説明がなされると予想されます。

しかし、刑事事件と大きく異なるのは、質問権行使に対する回答は、個々の被告人によるものではなく、統一協会自身が行うものであるということです。

仮に虚偽の回答がなされた場合、今後の刑事摘発等で当該虚偽性が明らかになれば、統一協会自身が虚偽の回答をした事実が明らかとなり、事業停止ないし解散請求の必要性を補完する判断材料となります。

ウ 第3に、既に虚偽回答を容易に暴くことのできる資料が、刑事事件の証拠を中心に収集されております。資料から明らかに虚偽と判断できる場合には、今後の刑事摘発等を待たずして、直ちに事業停止ないし解散請求の必要性について判断することが可能となります。

(3) 以上からすれば、虚偽回答に対しては既に民事刑事の判決に示された事実認定や、更に収集して資料に基づく貴庁独自の認定事実をもって、その虚偽を排斥し、更なる質問・調査を求めて次の段階に進むことが可能であり、積極的に質問権行使を行うことが要請されます。

別紙

質問事項

1 別紙「最近の刑事摘発一覧表」記載の店舗について

- (1) 平成17年1月1日から平成21年12月31日までの間の各店舗の各月の売上金額はいくらか。
- (2) 上記(1)の期間における、各店舗所属の信者数は何名か。
- (3) 上記(1)の期間における、(2)の各信者の個人献金額を明らかにせよ。
- (4) 上記(3)に記載された各信者に対する、店舗からの給料、リベートその他の名目で支払われた金額を明らかにせよ。
- (5) 貴法人における信者からの献金時期、献金種目、献金額の管理方法を明らかにせよ。

2 新規獲得信者数について

- (1) 平成17年1月1日から平成21年12月31日までの間における、新規獲得信者数は何名か。
- (2) 上記の内、販売店舗からビデオセンター（文化フォーラム等、名称の如何を問わず教育、伝道施設）を通じて伝道し、登録した信者の数は何名か。
- (3) (2)以外の方法により新規獲得した信者の数は何名か。

3 主の証の告知時期について

- (1) 上記2(2)の信者について、一番最初の物品購入時から「主の証」により宗教法人の入教勧誘であることを告知するまでの期間を以下の区分に分け、それぞれ何名か明らかにせよ。

ア 物品購入時

イ 1週間以内

ウ 1ヶ月以内

エ 1ヶ月以上

(2) 貴法人は上記(1)の告知を受ける前に献金勧誘行為がなされ献金が実際に行われてることをいつから認識しているか。

(3) 貴法人は、(1)のような証がなされる前の献金勧誘行為を許容しているか。

4 勧誘方法について

(1) 貴法人は、信者等が物品購入や入教勧誘に際し、被勧誘者の不安、病気、不幸について先祖因縁がその原因である旨を告げることを許容しているか。

(2) 貴法人の教義として教えていることと姓名判断・四柱推命などの占いとは、関連があるのか。あるとすればどのように位置付けられるのか。

5 和歌山教会と「エム・ワン」の刑事事件で、統一協会本部から和歌山教会に宛てた「30年間継続してきた販売から信者獲得のプロセスは停止となりました」との通知が和歌山教会から押収されたとの新聞報道がなされている。

(1) 上記通知は、統一協会本部からどの教会に宛てたものか。

(2) 上記通知で、「販売から信者獲得のプロセスは停止」することにしたのは如何なる理由によるものか。

6 上記5の事件では、エム・ワンにおける販売実績を和歌山教会に報告した文書が和歌山教会から押収されたとの新聞報道がなされている。

(1) 上記販売実績の報告は如何なる目的でなされていたものか。

(2) このように、販売会社の販売実績を報告させていた教会を全て明らかにせよ。

7 信徒会について

摘発対象となった店舗や、ビデオセンター（文化フォーラム等）の運営主体であると貴法人が主張する信徒会について

- (1) 上記信徒会は実在するのか。
- (2) 実在とした場合、その組織実態について
 - ア 全国組織はあるか。
 - イ 教区、教域ごとに存在するのか。
 - ウ 信徒会の会則、事務所の有無及び所在地、代表者や役員の有無と選任、解任の方法、活動目的と活動実態を明らかにせよ。
- (3) 貴法人は過去の民事裁判において、違法と判断された行為について「信徒会が行ったもの」との主張を行っているが、貴法人として、信徒会に対し行っている指導監督方法を具体的に明らかにせよ。

8 石井会長の声明について

- (1) 資料7（表面）は、平成8年12月15日、当時の世界基督教統一神霊協会（以下「統一協会」という。）会長であった石井光治の声明である。

同声明では、統一協会は「信者の自主的活動として布教活動が行われることに対しては、その実態を詳細に調べ」、今後は「信者らの自主的な宗教活動における布教と教育活動についても、それが正しく行われるよう宗教的立場から指導を行っていく方針」である旨明示されている。

そこで、上記声明において明示された、統一協会が行った信者の自主的活動の実態に対する詳細な調査の結果と、それに基づく具体的な指導について、

- ア 詳細な調査を実際に行ったか。
 - イ 調査を行ったとした場合、具体的な調査結果は。
 - ウ 具体的な指導を行ったか。
 - エ 指導を行ったとした場合、いつ、どのような方法で行ったのか。
を明らかにするよう求める。
- (2) 資料7の裏面にあるとおり、平成21年3月25日、当時の統一協会会長徳野英治は、改めて、信者の献金奨励、勧誘活動、ビデオ受講施設等における教育

活動について指導する旨の声明を出している。

この指導は、上記石井会長声明に基づいて行われた指導と具体的に如何なる違いがあるか、あるいは同様のものか。

- (3) 清平修練院における解怨行事や研修で先祖因縁について信者教育がなされている事実はあるか。

あるとすれば、徳野会長の指示との関係でこれを廃止しないのは何故か。

平成17年1月から平成21年12月までの間の、清平修練院での解怨行事及び研修に参加した日本人信者の数を明らかにするよう求める。

- 9 貴法人が、献金方法や靈感商法、伝道方法に関する問題で、過去に受けた苦情及びこれに対する対処について、

(1) 過去10年間に受けた苦情の件数

(2) 解決方法（裁判か和解か）

(3) 解決の際に支払った金員の総額

を具体的に明らかにせよ。